



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 104 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

取締役の義務（サイバーリスク）

オーストラリアは米国、英国、カナダに次いでサイバー攻撃の多い国であり、昨今の相次ぐサイバー攻撃を受けて、政府は積極的にサイバーセキュリティの強化に取り組んでおり、サイバーリスクに対して最も安全な国とすることを目指しています。これに伴って規制当局の監視も強化されており、情報漏洩等が発生した場合に、企業の取締役が個人的責任を問われる可能性もあることから、より一層のサイバーセキュリティ対策を講じる必要性が高まっています。

サイバーセキュリティの問題は IT 部門の領域を超え、組織としての横断的なアプローチが不可欠な問題となってきています。実際、サイバーリスクに対処するための適切な体制が整っていない企業の場合、取締役の個人的責任が追及される可能性もあります。したがって、サイバーリスクの問題を IT 部門に丸投げするのではなく、取締役会においても日々変化するサイバーリスクを十分に議論・理解した上で、適切な人材と費用をかけて強固な体制を築くことが重要です。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

Japan Practice
紹介サイト



その他の注目のトピック

動産担保登録における合理的な根拠について（動産担保法）

オーストラリアでは、動産（personal property）の担保を登録することで、動産担保に対抗力を付与する制度（PPS Register）がありますが、原則として担保権者のみによる申請によって登録が行われることになっています。しかし、合理的な根拠なく動産担保を登録すると、動産担保法（PPSA）に違反することとなり、最近の裁判（*Registrar of Personal Property Securities v Brookfield* [2024] FCA 29）でも、このような違反行為に対して民事罰が課せられています。

本事例では、Blueprop 社の Real Estate Now 社に対する無担保債権を譲り受けた Brookfield 氏が、契約には担保権は設定されていないことが明記されていたにもかかわらず、Real Estate Now 社の全資産に担保権の設定を受けたとして、登録申請を行いました。Brookfield 氏は、不適切な目的で PPS Register を利用しようとしたと判断され、3 万豪ドルの罰金が命じられました。PPS Register を利用する際は、本事例のように意図的に虚偽の申請を行うのは論外ですが、善意の場合でも担保権があると信じるに足る合理的な根拠がある場合にのみ登録を行うよう注意が必要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

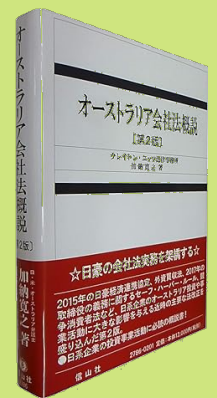
ACCC による外国企業の調査権限について（競争・消費者法）

2022 年の競争・消費者法の改正により、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、オーストラリア国外に調査通知を送達する権限を与えられました。競争・消費者法 155 条に基づく通知を受けた個人または企業は、関連する文書や情報を提出する必要があり、これに従わない場合は罰金や懲役などの刑事罰が科される可能性があります。

英国では、規制当局がドイツ企業の英国子会社だけでなくドイツの親会社にも通知を出し、ドイツの親会社が通知に従わなかったとして提訴しましたが、規制当局がオフショアの外国企業に情報を提出させる強制権限を持つかどうか議論となっています。現時点では、オーストラリア国内の裁判において、海外を拠点とする外国企業に対して ACCC が調査の強制権限を持つと判断された事例はまだありませんが、競争・消費者法 155 条に基づき ACCC はオーストラリア国内外を問わずに通知を出すことができ、通知に従わない場合は、上述の通り刑事罰の対象となります。また、外国企業の調査逃れを防ぐために、ACCC は日本の公正取引委員会などの海外の規制当局と連携している点にも留意する必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

コーポレート関連の主要トピックス（ASIC と AFCA の監視強化、ASIC によるグリーンウォッシングの取締り、ASX 関連アップデート）

最近のコーポレート関連の主要トピックスをいくつかご紹介します。

1. 金融市場の規制当局であるオーストラリア証券投資委員会（ASIC）と、金融サービスにおける苦情などを取り扱う紛争解決機関（AFCA）は、金融サービスの監視を強化すべく、対象企業や個人に関連する情報について相互に提供できるようにするなどの基本合意書を締結しました。
2. ASIC はグリーンウォッシングの取締りを強化しており、Morningstar が同社の ESG ポリシーで掲げるような兵器に関連する銘柄への投資を避けると表明していたにもかかわらず、核兵器の開発・製造に関わる企業が発効する証券を保有していたことが判明したため、誤解を招くような行為があったとして、Infringement Notice を発出しました。
3. オーストラリア証券取引所（ASX）は、株主総会に関連する書類の不備や、企業が発行した有価証券の開示に関する漏れなど、2023 年を通じて共通して見られた過誤についてまとめたものを公表しています。また、ASX は、会社の上場申請を行う際の新たな要件や手数料についてもアップデートしています。

本稿ではこれらの概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

金融商品に関する開示について（ASIC 規制ガイド）

ASIC は、資産運用会社の Keystone Asset Management に対して、ファンドの投資先に関して誤解を招くような記載が含まれていたことや、利益相反や手数料に関して適切に開示していなかったことを理由に、当該商品の販売等に関して暫定的な停止命令を出しました。

ASIC は、投資家が商品を購入するための意思決定に重要な影響を与える情報が含まれていないと判断した場合、該当する商品の販売等に関して停止命令を出すことができます。昨年 ASIC が退職年金基金や資産運用会社に対し、グリーンウォッシングにより ACL に違反したと提訴したように、誤解を招くような表示に対しては厳しい対応を取っています。また、ASIC が掲げる 2024 年の優先事項の一つとしてサステナブルファイナンスが挙げられているように、今後はグリーンウォッシングの不正行為にも焦点を当てた取締りが強化されることが想定されますので、ASIC の規制を遵守した開示を行うことがますます重要となっています。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギートランジションに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024 年の 1 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝博行
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mogawa@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com